

とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金事業提案募集要領

制定 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和元年 7 月 5 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

この要領は、とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第 9 条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

鳥取県(以下「本県」という。)内外の若者等(以下「若者等」という。)が、一定期間本県内の地域に滞在し、就労しながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを学ぶ「とっとり暮らしワーキングホリデー」の受入れを支援し、地域の活力向上に資するとともに、将来的な本県への移住を掘り起こすことにより、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、「ヒト・情報」の流れを創出することを目的とする。

第 3 提案募集事業の概要

(1) 実施期間(参加者の本県滞在期間)

当該年度 4 月 15 日～ 3 月 10 日

(2) 実施主体

若者等に本県での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深めてもらう観点から、参加者に対し、就労場所、滞在場所及び地域住民との交流や学びの場を一体的に提供できる市町村、企業、団体(法人格を有しないものを含む)、個人で次の条件を満たす者とする。

ア 参加者滞在時の万が一のトラブル等に備えて、参加者等からの相談を受け付ける相談窓口を設けること。

イ 本県が実施する首都圏・関西圏等における説明会に参加できること(旅費等は県が負担する)。

ウ 国及び県が実施する調査及びアンケート等への回答に協力すること。

エ 労働の対価を伴う就労場所とする場合は、参加者を雇用する企業が実施主体となること。

(3) 参加者の要件

ア とっとり暮らしワーキングホリデー滞在期間が、2 週間以上の者であること。ただし、本県内からの参加者は 3 日以上滞在中とする。

上記期間は、最初の就労日又は交流及び学びの場に参加する日の前日又は当日から、最後の就労日又は交流及び学びの場に参加する日の当日又は翌日までとする。

イ 国及び県が実施する調査及びアンケート等への回答に協力する者であること。

ウ 県及び滞在市町村からのとっとり暮らしワーキングホリデーに関する連絡を受ける者であること。

(4) 参加者の募集

ア 参加者は 18 歳以上(高校生不可)とすること。

イ 応募者に対して、就労内容、滞在場所等について十分説明を行うこと。

ウ 参加者募集にあたり、事業内容やイメージ写真等を記載したチラシデータを作成すること(県が広報で使用する場合は、県において印刷を行う)。

- エ 国及び県においてホームページ等で広報を行うが、団体においてもホームページを作成する等広報に努めること。また、国及び県のホームページの充実等に協力すること。
- オ 応募フォームの作成など、応募者が申込みしやすい方法をとること。

(5) 就労

- ア 労働の対価の有無を問わない（ボランティア・インターンシップも可とする）。
- イ 原則として、滞在期間の過半数以上の日数を就労に充てること。ただし、一日あたりの就労時間は就労場所により異なるため制限を設けない。
- ウ 雇用対策法、労働基準法等の関係法令を遵守し、労働契約の締結等必要な手続きを行うこと。
- エ 労災保険、農作業中傷害保険及びボランティア保険等就労時の事故を補償する保険への加入を行うこと。

(6) 地域住民との交流や学びの場

- ア 地域の魅力を若者等に知ってもらう内容となっていること。
- イ 必要に応じてレジャー保険等への加入を行うこと。

(7) 実施主体への支援

- ア 参加者の滞在に要する経費（実費） 上限3,000円／泊
ただし、お試し住宅等一定期間に対して利用料が規定される場合は、宿泊数×3,000円を上限とする。
なお、飲食代は対象外とし、県外参加者は1人あたり66,000円、県内参加者は1人あたり18,000円を上限とする。
- イ 参加者の県内旅費に要する経費（実費） 上限1,000円／泊
就労場所又は交流及び学びの場への移動に要する経費とする。
ただし、レンタサイクル、レンタカー等一定期間に対して利用料が規定される場合は、滞
在日数×1,000円を上限とする。
なお、ガソリン代は対象外とし、県外参加者は1人あたり22,000円、県内参加者は1人あたり7,000円を上限とする。
- ウ ア、イを除く参加者受入に要する経費（実費）
対象となる経費は次のとおりとする。なお、県外参加者は1人あたり28,000円、県内参加者は1人あたり8,000円を上限とする。
- ・ 労災保険、農作業中傷害保険及びボランティア保険等就労に伴い必要となる保険料
 - ・ 国内旅行傷害保険、レジャー保険等、地域での滞在や交流に伴い必要となる保険料
 - ・ 作業着及び作業道具等就労に伴い必要となる経費
 - ・ 交流イベント開催経費（軽食を除く飲食代は対象外とする。）
 - ・ 県外参加者の来県旅費（往復）（公共交通機関に限る。ただし、鳥取空港の利用を促進する懇話会及び米子空港利用促進懇話会が実施する鳥取県内国内便エアサポート支援事業の支援を受ける航空運賃は対象外とする。）
 - ・ 県内参加者の受入地域までの旅費（往復）（公共交通機関に限る。）

第4 事業提案募集について

(1) 提案者

第3(2)に同じ

(2) 募集期間

当該年度4月1日～5月末

※その後も随時募集を行う場合がある。

(3) 提出書類

事業提案書（様式1）

(4) 提出場所

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室
〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7648

第5 補助金交付対象団体の選定

県は、第4により提案のあった事業について評価を行い、補助金交付対象団体を選定し、当該団体に対して速やかにその旨を通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。

第6 補助金交付決定までの流れ

県及び第5により補助金交付対象団体に選定された団体は、全国に向け参加者募集を行う。

参加希望者から補助金交付対象団体に参加申込みがあり、協議が整い、参加が確定する毎に、補助金交付対象団体は、交付要綱に基づき、原則として事業開始の20日前までに交付申請を行う。

県は、交付申請書を審査し、予算の範囲内で交付決定を行う。

第7 事業実績報告

交付決定を受けた補助金交付対象団体は、交付要綱に基づき、事業完了後20日以内または当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告を行う。

様式1（第4関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

（提案者）

住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金事業提案書

年度とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金事業提案募集要領第3の規定に基づき、
下記のとおり提案します。

記

事業目的		
事業の 概要	受入予定時期	年 月 日～ 年 月 日
	1人当たりの受入 予定日数	※3日間以上1ヶ月程度で記載すること
	総受入予定人数	
	同時期における最大 受入可能人数	
	受入予定地域	
	受入予定企業 （業種等）	※製造業、農業などについては、製造するものや生産するものなども記載すること ※受入期間中、参加者に取り組んでもらう業務（作業）内容についても記載すること ※就労形態（有給、インターンシップ、ボランティア）の別についても記載すること
	労働の対価の有無	有（単価： / ）・無
	滞在予定施設（種 別）	※滞在施設の種別（ゲストハウス、シェアハウス、民泊等）宿泊料、利用可能サービス等につ いても記載すること
	交流・学びの場の 内容	※できる限り具体的に記載すること
参加者へ の支援予 定	滞在経費	宿泊料助成（上限 円／泊）・施設借上・その他（ ）
	県内移動経費	旅費助成（上限 円／日）・現物支給・その他（ ）
	来県旅費	旅費助成（上限 円）・現物支給・その他（ ）
	その他	
実施体制		